

独立行政法人情報処理推進機構役員退職手当規程

制定 平成 16 年 1 月 5 日 2003 情総第 6 号

最終改正 令和 7 年 7 月 23 日 2025 情経企第 77 号 一部改正

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）に対する退職手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の受給者)

第 2 条 退職手当は、役員が退職し又は解任されたときはその役員に支給し、死亡したときはその遺族に支給するものとする。ただし、役員が独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 23 条第 2 項の規定により解任されたとき（同条同項第 1 号に該当し解任された場合を除く。）は、当該役員には退職手当は支給しない。

(退職手当の額)

第 3 条 退職手当の額は、在職期間 1 月につき、退職日した日（以下「退職日」という。）におけるその役員の月例支給額に 100 分の 10.4625 の割合を乗じて得た額に、経済産業大臣が独立行政法人の業務実績に対する評価に応じて決定する業績勘案率（以下「業績勘案率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、第 6 条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた役員の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1 月につき、退職日における当該異なる役職ごとの月例支給額に 100 分の 10.4625 の割合を乗じて得た額に当該異なる役職ごとの業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(退職手当の返納等の取り扱い)

第 4 条 退職手当の返納等の取扱いについては、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「退手法」という。）第 12 条から第 17 条の規定（第 12 条第 1 項第 2 号、第 13 条第 4 項、第 8 項及び第 9 項、第 14 条第 1 項第 2 号及び第 4 項、第 15 条第 1 項第 2 号、第 2 項及び第 5 項、第 16 条第 3 項並びに第 17 条第 2 項、第 5 項及び第 8 項の規定を除く。）を準用する。この場合において、「職員」とあるのは「役員」と、「一般の退職手当等」とあるのは「退職手当」と、「公務」とあるのは「情報処理の促進に関する法律（昭和 45 年法律第 90 号）第 47 条に規定する業務」と、「基礎在職期間中」とあるのは「在職期間中」と、「当該退職に係る退職手当管理機関」、「退職手当管理機関」及び「当該退職手当管理機関」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

(在職期間の計算)

第5条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数（以下この条において「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。

2 第3条第1項ただし書の場合において、役職別期間の合計月数が前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

（再任等の場合の取扱い）

第6条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、引き続き在職したものとみなし、その者の退職手当は支給しない。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

（退職手当に係る特例）

第7条 役員のうち、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員（退手法第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続いて国家公務員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第3条ただし書きの適用に係る月例支給額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、理事長がそのつど定める。

3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

5 第3項の規定に該当する役員が退職した場合（前項の規定に該当する退職の場合を除く。）における退職手当の額については、第3条の規定にかかわらず、その時点で国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の規定に該当する役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を退手法第7条第1項に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における役員の退職日における月例支給額については、当該役員が第3項の規定に該当する役員となるため退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎に、当該役員の役員としての引き続いた在職期間等を勘案し理事長が定める額とする。

(退職手当の支払い)

第8条 退職手当は、法令等によりその退職手当から控除すべき額を控除した残額を、予算その他の特別の事情のある場合を除き、第3条の規定に基づき経済産業大臣が業績勘案率を決定した日から遅滞なく支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員の在職した最終年度の前の年度までの期間について第3条の規定を準用して算出する退職手当の額（以下「暫定退職手当額」という。）を、最終年度の前の年度に係る経済産業大臣の評価の結果の通知を受けた日又は支給事由の発生した日のうちいずれか遅い日以降に支払うことができるものとする。なお、前項の規定により支払う退職手当の額は、退職手当の額から暫定退職手当額を控除した額とする。

(遺族の範囲及び順位)

第9条 第2条に規定する遺族の範囲及び順位については、退手法第2条の2第1項から第3項の規定を準用する。この場合において「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(遺族からの排除)

第10条 遺族からの排除については、退手法第2条の2第4項の規定を準用する。この場合において「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(端数の処理)

第11条 この規程の定めるところにより退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(実施細則)

第12条 退職手当の支給手続きその他この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年1月5日より施行する。
- 2 平成16年1月1日（以下「基準日」という。）の前日に情報処理振興事業協会（以下「協会」という。）に在職する役員（次項に定める役員を除く。）が基準日以降引き続き機構の役員として在職した後に退職し、解任され又は死亡した場合（以下「退職した場合」という。）における退職手当の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。
 - 一 退職し、解任され又は死亡した日（以下「退職の日」という。）における月例支給額に任命の日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の28の割合を乗じて得た額
 - 二 退職の日における月例支給額に基準日から退職の日までの在職期間1月につき10

0分の12.5の割合を乗じて得た額に、改正後の規程第3条第2項に定める業績勘案率（以下、本項及び次項において同じ。）を乗じて得た額（基準日から退職の日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあつては、退職の日における当該異なる役職ごとの月例支給額に基準日から退職の日までの役職別期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額に業績勘案率を乗じて得た額）

- 3 平成14年4月1日の前日に協会に在職する役員が基準日以降引き続き機構の役員として在職した後に退職した場合における退職手当の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。
 - 一 平成14年4月1日の前日における本俸月額に任命の日から平成14年4月1日の前日までの在職期間1月につき100分の36の割合を乗じて得た額
 - 二 退職の日における月例支給額に平成14年4月1日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の28の割合を乗じて得た額
 - 三 退職の日における月例支給額に基準日から退職の日までの在職期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額に業績勘案率を乗じて得た額
- 4 基準日の前日に協会に在職する役員が基準日以降引き続き機構の役員として在職し、基準日から退職の日までの期間において役職を異にする役員に任命された場合における附則第2項及び附則第3項の適用については、附則第2項第1号中「退職し、解任され又は死亡した日（以下「退職の日」という。）における月例支給額」とあるのは「平成15年12月31日に現に在職する役職の当該退職の日における月例支給額」と、附則第3項第2号中「退職の日における月例支給額」とあるのは「平成15年12月31日に現に在職する役職の当該退職の日における月例支給額」と読み替える。
- 5 附則第2項及び附則第3項の場合において、各在職期間（役職別期間を含む。以下同じ。）の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。ただし、各在職期間の合計月数が第5条第1項の規定により計算した在職期間の在職月数をこえるときは、各在職期間のうち、端数の少ない在職月数から当該こえる月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の在職期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。
- 6 附則第2項第1号並びに附則第3項第1号及び第2号の規定による額は、経済産業大臣の承認を得て、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

附 則（平成17年10月7日 2005 情総第91号・一部改正）

- 1 この規程は、平成17年10月10日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に現に在職する役員が、同日における役職の役員として施行日以降引き続き在職した後に退職した場合、当該役員の退職手当の額は、この規程による改正後の第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。
 - 一 退職日における月例支給額に平成14年4月1日から平成15年12月31日まで

の在職期間 1 月につき、100 分の 28 の割合を乗じて得た額

二 退職日における月例支給額に平成 16 年 1 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの在職期間 1 月につき、100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額に本規程による改正前の第 3 条第 2 項に規定する業績勘案率を乗じて得た額

三 退職日における月例支給額に平成 17 年 4 月 1 日から退職日までの在職期間 1 月につき、100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額に本規程による改正後の第 3 条に規定する業績勘案率を乗じて得た額

附 則（平成 25 年 3 月 29 日 2012 情総第 124 号・一部改正）

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条の規定の適用については、同条中「100 分の 87」とあるのは、平成 25 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間においては「100 分の 98」と、同年 10 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間においては「100 分の 92」とする。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日 2015 情総第 7 号・一部改正）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 17 日 2016 情総第 122 号・一部改正）

- 1 この規程は、平成 29 年 2 月 17 日から施行する。
- 2 平成 29 年 1 月 1 日（以下本項において「基準日」という。）の前日に機構に在職する役員が、基準日以降引き続き機構の役員として在職した後に退職した場合における退職手当の額は、第 3 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。
 - 一 任命の日から基準日の前日までの在職期間 1 月につき、基準日の前日におけるその役員の月例支給額に 100 分の 10.875 の割合を乗じて得た額に、業績勘案率を乗じて得た額
 - 二 基準日から退職日までの在職期間 1 月につき、退職日におけるその役員の月例支給額に 100 分の 10.875 の割合を乗じて得た額に、業績勘案率を乗じて得た額

附 則（平成 30 年 3 月 8 日 2017 情総第 372 号・一部改正）

- 1 この規程は、平成 30 年 3 月 9 日から施行し、平成 30 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 平成 29 年改正規程附則第 2 項中「100 分の 10.875」とあるのは「100 分の 10.4625」とする。

附 則（令和 2 年 5 月 12 日 2020 情総第 63 号・一部改正）

この規程は、令和 2 年 5 月 15 日から施行する。

附 則（令和 7 年 7 月 23 日 2025 情経企第 77 号・一部改正）

この規程は、令和 7 年 8 月 4 日から施行する。